

令和8年度 寒河江市産後サポートサービス支援事業 募集要領

1 趣旨

近年、少子化・核家族化の進行により、身体的疲労や情緒不安定、育児不安などを訴える母親が増加しており、より安心して子育てのできる環境整備が求められています。

本市には温泉施設を有した旅館やホテルなど、地域の交流の場や癒しの場となる資源が存在しており、これらを活用した、母親が気軽に参加できる集団型の産後サポートプログラムを実施することで、「母親が安心して息をつける時間」、「仲間とつながる場所」を提供し、地域全体で子育てを支える体制の整備を目指してまいります。

2 募集する事業

本要領により募集する事業は、子育て環境の整備を図るため、市内に拠点を置く団体が地域資源を活用して行う産後サポートサービス支援事業になります。

3 事業期間

産後サポートサービス支援事業費補助金の交付決定の日から令和9年3月末日までに実施される事業とします。

4 応募できる団体

- (1) 団体意思を表明する代表者が明確であり、独立した経理を行う団体であること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は対象としません。
 - ①政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体
 - ②構成員に暴力団及びその関係者がいる団体

5 事業の補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要する経費で別表第1に定めるとおりとします。

6 補助金の額等

補助対象経費の合計額に9割を乗じて得た額とし、100万円を上限とします。

7 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 事業計画書(様式第1号)
 - イ 収支予算書(様式第2号)
 - ウ 団体の規約並びに事業年度の役員名簿
- (2) 募集期間
令和8年5月13日～令和8年6月12日
- (3) 提出先
市子育て推進課(ハートフルセンター内)

8 事業の決定

応募のあった事業について、市が審査し、採択事業を決定します。

9 その他留意事項

- (1) 補助金の交付の申請や支払い等については、「令和8年度寒河江市産後サポートサービス支援事業費補助金交付要綱」に基づき手続きを行うこととなります。なお、概算払が必要な場合は、交付決定後にご相談ください。
- (2) 審査の段階で補助対象経費を調整させていただく場合があります。
- (3) 寒河江市産後サポートサービス支援事業費補助金を活用して広報物(ポスターやチラシ等)や成果品(冊子等)等を作成する場合は、広報物や成果品等の表面や表紙に「令和8年度寒河江市産後サポートサービス支援事業費補助金活用事業」と記載ください。(※印刷前に市の確認を受けてください。)

【お問い合わせ】

寒河江市子育て推進課 すくすく健康係 0237(85)0914

別表第 1

産後サポートサービス支援事業の補助対象経費の区分

| 区 分 | 内 容 |
|----------------|---|
| ① 人件費 | 助産師、保育士等に係る費用 |
| ② 消耗品費 | 衛生用消耗品等の購入費 (ただし、1個当たりの単価が1万円以下のものに限る) |
| ③ 使用料 及び賃借料 | 会場借上料など |
| ④ 役務費 | 保険料、事業関係資料若しくはチラシの印刷代など |